

○財務省、文部科学省、厚生労働省、
農林水産省、経済産業省、環境省 令第一号

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）
第十三条第一項及び第二十八条の規定に基づき、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十八年十一月六日

財務大臣 尾身 幸次

文部科学大臣 伊吹 文明

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

農林水産大臣 松岡 利勝

経済産業大臣 甘利 明

環境大臣 若林 正俊

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成十五年
財務省、文部科学省、厚生労働省、令第一号）の一部を次のように改正する。
農林水産省、経済産業省、環境省

第十六条に次の二号を加える。

五 植物防疫官が植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第八条又は第十条に基づく植物防疫所の業務に伴って植物防疫所の施設内において必要最小限の第二種使用等をする場合

六 家畜防疫官が狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第四十条若しくは第四十五条又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第五十五条に基づく動物検疫所の業務に伴って動物検疫所の施設内において必要最小限の第二種使用等をする場合

様式第十三を次のように改める。

様式第13（第37条第2号関係）

※ ① "contains" living modified organisms and are not intended for intentional introduction into the environment（遺伝子組換え生物等を「含む」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと） ② "may contain" living modified organisms and are not intended for intentional introduction into the environment（遺伝子組換え生物等を「含む可能性がある」こと及び環境への意図的な導入を目的とするものではないこと）
※※ The common, scientific and, where available, commercial names of the living modified organisms（遺伝子組換え生物等の一般名称、学名及び可能であれば商品名）
※※※ The internet address of the Biosafety Clearing-House for further information（追加的な情報のためのバイオセーフティに関する情報交換センターにおけるホームページアドレス）
The contact point for further information（追加的な情報のための連絡先） (1) Name, address and contact details of the exporter（輸出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細） Name（氏名又は名称） Address（住所又は所在地） Tel, telex or fax number（電話、テレックス又はファクシミリの番号） Contact person（連絡責任者） (2) Name, address and contact details of the importer（輸入者の氏名又は名称、住所又は所在地及び連絡先についての詳細） Name（氏名又は名称） Address（住所又は所在地） Tel, telex or fax number（電話、テレックス又はファクシミリの番号） Contact person（連絡責任者）

（注）

- ※の欄には、分別生産流通管理等により遺伝子組換え生物等を含むことが確実である積荷にあつては①を、分別生産流通管理等が行われておらず遺伝子組換え生物等を含む可能性がある積荷にあつては②を選択して記載すること。
- ※※の欄には、経済協力開発機構（OECD）において商業化段階にある遺伝子組換え植物に適用されるものとして開発された識別記号等の国際的な識別記号が付されているものにあつては、その記号を括弧内に記入すること。
- ※※※の欄には、生物の多様性に関する条約のバイオセーフティに関するカルタヘナ議定書第20条に規定するバイオセーフティに関する情報交換センターに関連する情報が掲載されている場合に、そのホームページアドレスを記入すること。
- 書類の記入については、英文のタイプ印書又はブロック体の大文字のペン書きとすること。記入内容を消したり、修正液等を上に塗ったり、訂正してはならないこと。

附 則

この省令は、平成十八年十二月一日から施行する。